

茂原市空き家バンク登録物件 リフォーム補助金

茂原市空き家バンクに登録された空き家を購入された方が行うリフォームに対し、工事費の一部を補助します。

1. 補助要件

・補助金の交付の対象となる事業は、登録空き家に**定住又は定期的に滞在することを目的として行うリフォーム**で次の各項目すべてに該当するもの。

- ☐ 売買契約の日から1年以内にリフォームが完了するもの。
- ☐ 対象となるリフォームが申請年度の2月末までに完了するもの。
- ☐ 当該補助に係るリフォームに関して他の補助金等を受けていないもの。
- ☐ 過去にこの補助金の交付を受けた登録空き家のリフォームでないもの。
- ☐ 次のいずれかに該当するもの
 - ・補助金の交付を受けようとするものが本市に転入するもの。
 - ・市内に本店を有する法人又は市内に事業所を有する個人事業者が行うリフォームであるもの。
- ☐ 当該申請に係るリフォームに着手していないもの。

2. 補助対象となる費用

- ☐ 屋根、外壁及び内装、建具等のリフォーム
- ☐ 水回り及び電気設備等のリフォーム

3. 対象とならない費用

- ☐ 居住の用に供さない車庫・倉庫等のリフォーム
- ☐ 門、塀などの外構費用
- ☐ カーテン、家具、電化製品等の購入及び設置費用

4. 概要

- ☐ 補助金額：補助対象工事費の1/2以内 最大50万円
- ☐ 募集開始：令和7年4月1日（火）
- ☐ 申込方法：補助金交付申請書に必要書類を添えて提出（原本1部）
- ☐ 申込場所：茂原市役所建築課窓口（8階）

5. お問い合わせ先

- ◆ 問合せ先：茂原市役所建築課
電話0475-20-1588
FAX0475-20-1606
- ◆ 申込方法：補助金交付申請書に必要書類を添えて提出（1部）
- ◆ 申込場所：茂原市役所都市建設部建築課窓口（8階）

6. 提出書類

◇補助金の交付申請について

・補助金の交付を受けようとする方は工事に着手する前に、に次の書類を添付して提出して下さい。

- ☐ 交付申請書（第1号様式）
- ☐ 誓約書兼同意書（第2号様式）
- ☐ 登録空き家の登記事項証明書
- ☐ リフォームに係る施工前の写真
- ☐ 当該リフォームに係る見積書及び図面
- ☐ 市税の滞納がないことを明らかにする書類
- ☐ 転入前の住民票の写し（第4条第6号アに該当する場合）
- ☐ 市内に本店を有する法人または市内に事業所を有する個人事業者であることを示す書類。（第4条第6号イに該当する場合）
- ☐ その他市長が定める書類